

# 3 源泉所得税

## 統計表を見る方のために

### 1 利用上の注意

この章は、平成16年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果(抜粋)から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者(民間企業に属する者に限る。)の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

### 2 源泉徴収税率(平成16年分)

(1) 利子所得(源泉分離)	15%
(2) 配当所得	
イ 上場株式等の配当等(個人大口株主を除く)	7%
ロ その他の配当等	20%
(3) 割引債の償還差益(源泉分離)	18%(又は16%)
(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7%
(5) 給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)
(6) 退職所得	
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	「退職所得の源泉徴収税額の速算表」(略)
ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合	20%
(7) 報酬・料金等	
イ 原稿料等(所得税法第204条1項1号)	1回の支払金額100万円までの部分 ..... 10% " 100万円超の部分 ..... 20%
イ 弁護士、税理士等(同条1項2号)	
イ 職業野球選手、騎手等(同条1項4号)	
イ 芸能等についての出演、演出等(同条1項5号)	
イ 契約金(同条1項7号)	
ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同条1項2号)	= 1回の支払金額1万円超 職業拳闘家(同条1項4号) = 1回の支払金額5万円超 外交員、集金人、電力量計の検針人(同条1項4号) = 月中の支払金額12万円超 バー、キャバレーのホステス等(同条1項6号、措置法第41条の20) = (5千円×日数)を超える額 広告宣伝の賞金(同条1項8号) = 1回の支払金額50万円超 競馬の馬主が受ける賞金(同条1項8号) = (賞金額の20%+60万円)を超える額
ロ 職業拳闘家(同条1項4号)	
ロ 外交員、集金人、電力量計の検針人(同条1項4号)	
ロ バー、キャバレーのホステス等(同条1項6号、措置法第41条の20)	
ロ 広告宣伝の賞金(同条1項8号)	
ロ 競馬の馬主が受ける賞金(同条1項8号)	
ハ 診療報酬(同条1項3号)	= 月分の支払金額20万円超 ..... 10%
ニ 公的年金等(所得税法第203条の2)	= ((公的年金等の支給額) - (控除額)) ..... 10%
ホ 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条~第209条)	
= (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円超	..... 10%

## 3-1 課税状況

## (1) 総括

区 分	本 税 額	不納付加算税	重 加 算 税	合 計
	千円	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	21,208,295	10,032	—	21,218,327
配 当 所 得	12,176,331	7,708	784	12,184,823
上 場 株 式 等 の 譲 渡 所 得 等	2,138,405	—	—	2,138,405
給 与 所 得	208,454,068	247,099	22,772	208,723,939
退 職 所 得	6,381,696	2,363	805	6,384,864
報 酬 ・ 料 金 等 所 得	13,221,791	10,451	588	13,232,830
非 居 住 者 等 所 得	632,451	5,611	—	638,062
<b>計</b>	<b>264,213,035</b>	<b>283,263</b>	<b>24,948</b>	<b>264,521,246</b>

調査対象等：平成16年2月から平成17年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額並びに平成16年分の加算税の徴収決定額を示したものである。

## (2) 源泉徴収税額の累年比較

区 分	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成12	124,416,690	11,763,089	8,067,148	226,048,429	5,622,381	16,914,098	809,606	393,641,442
13	164,995,407	12,593,764	3,663,561	222,495,153	5,618,436	16,140,619	841,817	426,348,757
14	38,037,662	14,432,027	3,379,220	215,505,984	7,174,994	15,449,406	824,966	294,804,253
15	23,815,259	11,256,174	1,451,219	205,211,655	6,399,121	13,972,089	689,733	262,795,250
16	21,218,327	12,184,823	2,138,405	208,723,939	6,384,864	13,232,830	638,062	264,521,246

(注) この表は、「(1)総括」の「合計」欄を累年比較したものである。

3 源泉所得税

(3) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税、財形貯蓄非課税分支払金額
	千円	千円	千円
公 債	214,800	31,873	12,647
社 債	1,719,167	258,219	2,570,644
預貯金	郵便貯金	127,101,178	18,445,652
	銀行預金	8,589,715	1,278,452
	銀行以外の金融機関の預金	4,776,439	713,460
	勤務先預金の利子	2,112,329	315,582
合同運用信託の収益の分配	142,645	21,344	33,027
公社債運用信託の収益の分配	8,169	460	—
定期積金の給付補てん金等	868,620	130,293	—
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	78,784	12,960	309
割引債の償還差益	—	—	—
<b>計</b>	<b>145,611,846</b>	<b>21,208,295</b>	<b>40,024,087</b>

調査対象等：平成16年2月から平成17年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作

(4) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非課税分	源泉分離(選択)課税適用分	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円	千円	千円	千円
利益又は建設利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	73,795,593	12,176,273	4,620,251	—	—
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	388	58	—	—	—
<b>計</b>	<b>73,795,981</b>	<b>12,176,331</b>	<b>4,620,251</b>	—	—

調査対象等：配当等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(配当等の支払調書)」及び平成16年2月

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡所得等	<b>30,569,383</b>	<b>2,138,405</b>

調査対象等：平成16年  
所得税徴収

税 分	合 計		区 分
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
その他非課税分支払金額			
千円	千円	千円	
9,172,786	9,400,233	31,873	公 債
8,412,299	12,702,110	258,219	社 債
307,875	162,189,011	18,445,652	郵 便 貯 金
1,520,052	11,550,048	1,278,452	銀 行 預 金
7,065,424	13,020,104	713,460	銀行以外の金融機関の 預 金 利 子
—	2,121,309	315,582	勤 務 先 預 金 の 利 子
2,509	178,181	21,344	合同運用信託の収益の分配
—	8,169	460	公社債運用信託の収益の分配
11,339	879,959	130,293	定期積金の給付補てん金等
—	79,093	12,960	匿名組合契約等に基づく利益 の分配、生命保険等の差益
—	—	—	割 引 債 の 償 還 差 益
<b>26,492,284</b>	<b>212,128,217</b>	<b>21,208,295</b>	<b>計</b>

成した。

合 計		区 分
支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
千円	千円	
78,415,844	12,176,273	利益の配当、剰余金の分配、基金 利息の分配、投資信託の収益の分配 及び投資法人の投資口の配当等
388	58	公募投資信託等の収益の分配及び 特定株式投資信託の収益の分配
<b>78,416,232</b>	<b>12,176,331</b>	<b>計</b>

から平成17年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

2月から平成17年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の高計算書」等に基づいて作成した。

3 源泉所得税

(6) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の	
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
給与所得 { 俸給・給料・賞与 日雇労働者の賃金 計	383,690	1,145,794,501	46,289,554	1,991,152	4,505,665,216
	—	4,531,671	73,823	—	45,245,068
	—	<b>1,150,326,172</b>	<b>46,363,377</b>	—	<b>4,550,910,284</b>
退職所得	8,111	103,626,289	2,206,045	32,532	138,331,806
災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	8	—

調査対象等：平成16年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料合計（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定資料**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者等に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書である。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(7) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円
法第204条該当 { 原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金 弁護士、税理士等の報酬又は料金 診療報酬 職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金 芸能等についての出演料の報酬又は料金 バー・キャバレーのホステス等の報酬又は料金 契約金・賞金 小 計	71,905	7,368,450	746,969
	49,572	42,329,344	4,429,432
	3,421	54,127,402	4,684,562
	18,405	34,775,057	2,168,128
	1,507	977,197	98,422
	3,045	5,510,012	279,785
	645	490,222	29,013
<b>148,500</b>	<b>145,577,684</b>	<b>12,436,311</b>	
法第203条の2該当 公 的 年 金 等	38,565	54,791,806	474,261
法第207条該当 生命保険契約等に基づく年金	135,528	56,833,265	292,734
法第174条該当 芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金	9	204,971	18,486
<b>計</b>	<b>322,602</b>	<b>257,407,726</b>	<b>13,221,791</b>
災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—

調査対象等：平成16年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成17年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」等に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。

他	合 計			区 分
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
源泉徴収税額	人	千円	千円	
千円	人	千円	千円	
161,478,594	2,374,842	5,651,459,717	207,768,148	俸給・給料・賞与 日雇労働者の賃金 計
612,097	—	49,776,739	685,920	
<b>162,090,691</b>	<b>—</b>	<b>5,701,236,456</b>	<b>208,454,068</b>	
4,175,651	40,643	241,958,095	6,381,696	退職所得
405	8	—	405	災害減免法により徴収猶予したもの

## (8) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの			
		課 税 分	非 課 税 又 は 免 税 分	総 額		適 用 の 内 容	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
公社債、預貯金の利子等	—	千円	千円	千円	千円	租税特別措置法 又は租税条約	—	—	—
利益の配当等	一般分	1,887	868,511	—	88,560	租税条約	120	17,253	2,590
	源泉分離課税 適用分	—	—	—	—				
計	<b>1,887</b>	<b>868,511</b>	<b>1,551</b>	<b>870,062</b>	<b>88,560</b>				
匿名組合契約等に基づく収益の分配	—	—	—	—	—				
給与・賞与等	1,282	1,552,683	1,248,305	2,800,988	222,203	租税条約	—	—	—
退職所得	1	24,931	—	24,931	4,571	租税条約	—	—	—
人的役務提供の報酬	1,261	94,474	—	94,474	19,235	租税条約	—	—	—
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	315	1,641,609	—	1,641,609	174,117	租税条約	63	1,399,231	139,923
著作権の使用料又はその譲渡による対価	—	—	—	—	19,168	租税条約	—	—	—
貸付金の利子	—	—	—	—	1,894	租税条約	—	—	—
不動産、採石権の貸付、租船権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	18	20,757	—	20,757	3,990	租税条約	—	—	—
機械等の使用料	3	5,199	—	5,199	1,040	租税条約	—	—	—
土地等の譲渡による対価	—	—	—	—	9,659				
人的役務提供事業の対価	1,766	201,688	—	201,688	49,507	租税条約	—	—	—
生命保険契約等に基づく年金等	—	—	—	—	—				
賞金	—	—	—	—	—	租税条約	—	—	—
合 計	—	<b>4,679,504</b>	<b>1,249,856</b>	<b>5,929,360</b>	<b>632,451</b>	計	<b>183</b>	<b>1,416,484</b>	<b>142,513</b>

調査対象等：平成16年分の非居住者等の源泉所得税について、平成17年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「公社債、預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。

3 源泉所得税

(9) 税務署別課税状況

区 分	源 泉 徴 収 税 額							
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金の所得等	非居住者等所得	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
徳島県	徳島	18,803,096	432,591	413,127	23,500,355	855,222	1,780,579	58,342
	鳴門	80,898	95,521	12,854	6,376,668	160,772	270,516	5,086
	阿南	56,351	1,556,936	24,086	4,266,528	38,860	210,174	8,253
	川島	29,146	22,315	9,772	1,771,169	63,649	36,386	2,200
	脇町	16,209	7,877	11,902	1,249,626	538	30,888	1,596
	池田	15,089	14,051	8,439	1,648,649	6,368	38,243	10,087
	<b>計</b>	<b>19,000,790</b>	<b>2,129,292</b>	<b>480,180</b>	<b>38,812,994</b>	<b>1,125,408</b>	<b>2,366,787</b>	<b>85,564</b>
香川県	高松	500,441	3,211,894	511,370	38,082,684	2,192,439	3,452,065	95,163
	丸亀	104,046	207,184	52,996	7,013,099	134,349	350,097	30,402
	坂出	79,722	150,487	16,192	5,332,505	48,088	199,086	828
	観音寺	98,943	159,547	44,078	5,056,493	55,045	262,700	11,498
	長尾	49,955	120,747	19,786	3,087,847	11,921	147,738	64,301
	土庄	19,852	21,658	13,895	1,150,897	4,659	31,315	5,310
	<b>計</b>	<b>852,959</b>	<b>3,871,517</b>	<b>658,317</b>	<b>59,723,526</b>	<b>2,446,501</b>	<b>4,443,002</b>	<b>207,502</b>
愛媛県	松山	574,114	3,055,925	354,136	42,263,819	1,200,868	3,017,425	59,854
	今治	108,985	385,190	116,058	8,790,353	110,161	272,351	77,517
	宇和島	52,203	80,461	28,115	3,823,214	52,288	111,834	35,362
	八幡浜	43,121	64,494	14,505	2,807,901	18,093	87,394	3,591
	新居浜	43,237	221,112	109,532	4,688,985	99,447	180,081	909
	伊予西条	50,188	197,931	15,912	3,293,226	69,411	78,796	2,015
	大洲	25,529	27,961	9,431	2,038,036	43,479	50,392	720
	<b>計</b>	<b>1,013,101</b>	<b>5,046,239</b>	<b>671,166</b>	<b>74,145,296</b>	<b>1,673,680</b>	<b>3,955,321</b>	<b>263,341</b>
高知県	高知	203,602	764,788	293,330	22,976,929	960,676	2,082,419	7,816
	安芸	20,556	33,947	—	1,526,496	37,396	39,710	26,829
	南国	31,798	173,215	—	3,726,507	46,312	97,128	2,851
	須崎	26,445	40,800	—	2,096,541	17,203	58,384	3,955
	中村	32,555	61,113	35,412	3,012,922	48,958	115,767	27,077
	伊野	26,489	55,421	—	2,432,856	25,561	63,274	7,516
	<b>計</b>	<b>341,445</b>	<b>1,129,283</b>	<b>328,742</b>	<b>35,772,251</b>	<b>1,136,107</b>	<b>2,456,682</b>	<b>76,043</b>
<b>全管計</b>	<b>21,208,295</b>	<b>12,176,331</b>	<b>2,138,405</b>	<b>208,454,068</b>	<b>6,381,696</b>	<b>13,221,791</b>	<b>632,451</b>	

(注) この表は、「(1)総括」の「本税額」欄を税務署別に示したものである。

## 3-2 源泉徴収義務者数

(1) 税務署別源泉徴収義務者数

区 分	平成 17 年 6 月 30 日 現 在						
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得	給与所得	報酬・料金の所得	非居住者等所得	
	件	件	件	件	件	件	
徳 島 県	徳 島	166	241	10	11,718	9,190	22
	鳴 門	71	70	3	4,194	2,942	9
	阿 南	90	37	3	2,685	1,811	5
	川 島	22	21	1	1,676	1,219	1
	脇 町	15	19	1	1,167	923	2
	池 田	18	18	2	1,251	1,010	5
	<b>計</b>	<b>382</b>	<b>406</b>	<b>20</b>	<b>22,691</b>	<b>17,095</b>	<b>44</b>
香 川 県	高 松	249	553	11	15,314	13,194	58
	丸 亀	88	139	7	4,933	3,760	12
	坂 出	65	113	3	3,679	3,065	10
	観 音 寺	60	115	4	4,490	2,823	3
	長 尾	50	61	3	2,350	2,286	12
	土 庄	26	51	1	1,222	802	4
	<b>計</b>	<b>538</b>	<b>1,032</b>	<b>29</b>	<b>31,988</b>	<b>25,930</b>	<b>99</b>
愛 媛 県	松 山	324	544	11	17,622	13,059	38
	今 治	95	163	3	6,106	4,832	23
	宇 和 島	113	60	2	4,335	2,867	5
	八 幡 浜	35	51	1	3,666	1,676	5
	新 居 浜	43	87	2	2,910	2,212	4
	伊 予 西 条	64	57	2	2,839	2,225	3
	大 洲	41	42	1	1,886	1,393	1
伊 予 三 島	49	104	4	2,805	2,186	14	
	<b>計</b>	<b>764</b>	<b>1,108</b>	<b>26</b>	<b>42,169</b>	<b>30,450</b>	<b>93</b>
高 知 県	高 知	150	379	10	10,286	8,031	14
	安 芸	39	41	—	1,751	850	8
	南 国	42	70	—	2,962	1,608	9
	須 崎	46	49	—	2,121	1,140	1
	中 村	66	45	1	2,335	1,370	2
	伊 野	36	46	1	1,962	1,130	4
	<b>計</b>	<b>379</b>	<b>630</b>	<b>12</b>	<b>21,417</b>	<b>14,129</b>	<b>38</b>
<b>全 管 計</b>	<b>2,063</b>	<b>3,176</b>	<b>87</b>	<b>118,265</b>	<b>87,604</b>	<b>274</b>	

資料：法人課税課調

用語の説明：源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。



## 源泉徴収義務者数

(参考)

税務署別源泉徴収義務者数

区 分	平成 16 年 6 月 30 日 現 在						
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得	給与所得	報酬・料金の所得	非居住者等所得	
	件	件	件	件	件	件	
徳島県	徳島	170	233	9	11,588	9,487	21
	鳴門	72	67	3	4,217	3,113	7
	阿南	94	38	3	2,701	1,810	3
	川島	23	24	1	1,600	1,234	1
	脇町	20	21	1	1,210	955	5
	池田	17	16	2	1,269	1,020	5
	<b>計</b>	<b>396</b>	<b>399</b>	<b>19</b>	<b>22,585</b>	<b>17,619</b>	<b>42</b>
香川県	高松	254	556	11	15,177	13,322	60
	丸亀	87	134	4	4,659	3,728	11
	坂出	67	112	2	3,913	3,121	9
	観音寺	61	119	3	4,516	2,764	4
	長尾	51	66	2	2,598	2,361	17
	土庄	28	56	1	1,205	1,161	3
	<b>計</b>	<b>548</b>	<b>1,043</b>	<b>23</b>	<b>32,068</b>	<b>26,457</b>	<b>104</b>
愛媛県	松山	325	544	10	17,514	13,148	35
	今治	104	155	4	6,127	4,945	21
	宇和島	113	57	2	4,302	2,845	8
	八幡浜	35	60	1	3,684	1,689	5
	新居浜	46	73	3	3,357	2,271	6
	伊予西条	67	56	2	2,794	2,287	5
	大洲	43	38	1	1,833	1,403	2
	<b>計</b>	<b>782</b>	<b>1,097</b>	<b>26</b>	<b>42,446</b>	<b>30,805</b>	<b>99</b>
高知県	高知	155	399	10	10,552	8,077	14
	安芸	40	39	—	1,759	858	4
	南国	45	70	—	2,975	1,628	8
	須崎	48	52	—	2,095	1,158	2
	中村	66	57	1	2,288	1,402	3
	伊野	43	48	—	1,907	1,135	5
	<b>計</b>	<b>397</b>	<b>665</b>	<b>11</b>	<b>21,576</b>	<b>14,258</b>	<b>36</b>
<b>全管計</b>	<b>2,123</b>	<b>3,204</b>	<b>79</b>	<b>118,675</b>	<b>89,139</b>	<b>281</b>	

## (2) 給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

支給人員区分	平成 17 年 6 月 30 日 現在						
	組織区分 署所管法人	調査課所管 法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	計
	件	件	件	件	件	件	件
10 人 未 満	51,805	39	265	312	3,561	37,583	93,565
10 人 以 上 30 人 未 満	14,654	37	226	181	621	1,249	16,968
30 人 以 上 100 人 未 満	4,665	94	253	136	442	85	5,675
100 人 以 上 500 人 未 満	1,160	198	133	200	106	8	1,805
500 人 以 上	72	92	22	58	8	—	252
<b>計</b>	<b>72,356</b>	<b>460</b>	<b>899</b>	<b>887</b>	<b>4,738</b>	<b>38,925</b>	<b>118,265</b>
平成16年6月30日現在	72,342	486	912	1,013	4,935	38,987	118,675

(参考)

## 給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

支給人員区分	平成 16 年 6 月 30 日 現在						
	組織区分 署所管法人	調査課所管 法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	計
	件	件	件	件	件	件	件
10 人 未 満	51,715	49	261	325	3,687	37,708	93,745
10 人 以 上 30 人 未 満	14,759	50	237	212	674	1,187	17,119
30 人 以 上 100 人 未 満	4,624	106	260	163	452	82	5,687
100 人 以 上 500 人 未 満	1,172	192	131	263	114	10	1,882
500 人 以 上	72	89	23	50	8	—	242
<b>計</b>	<b>72,342</b>	<b>486</b>	<b>912</b>	<b>1,013</b>	<b>4,935</b>	<b>38,987</b>	<b>118,675</b>
平成15年6月30日現在	72,521	474	916	1,069	4,987	39,384	119,351

## 3-3 民間給与実態統計調査結果(抜粋)

## (1) 民間給与実態統計調査の説明

この3-3における表は、平成16年分の民間給与所得者について、標本調査により調査したもののうち、高松国税局管内分の主要な計数について取りまとめたものである。本来この調査は、全国ベースで行われているものであるため、標本誤差は全国計数よりも大きくなることに留意すること。

なお、全国分についての詳細は、国税庁で刊行している「平成16年分税務統計から見た民間給与の実態」を参照すること。

## イ 調査の目的

民間企業における年間給与の実態を、企業規模別、業種別、事業所規模別、給与階級別等に明らかにし、併せて租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

## ロ 調査の対象

平成16年12月31日現在の給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としているが、次に掲げる者は調査対象から除外した。

- (イ) 日雇労働者
- (ロ) 公務員、公団・公庫等職員
- (ハ) すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

## ハ 調査の方法

標本給与所得者の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

## (イ) 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課から調査票を送付した。

## (ロ) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

事業所の従事員数等による層別、抽出率等は、次のとおりである。

区 分	事業所の従事員数等の区分	全体としての事業所の抽出率 ①	事業所における給与所得者の抽出率 ②	全体としての給与所得者の抽出率 ①×②	全 国		高 松 局	
					標 本 事業所数	標本給与 所得者数	標 本 事業所数	標本給与 所得者数
第 1 層	1～9	1 / 400	1 / 1	1 / 400	5,243	18,037	140	482
第 2 層	10～29	1 / 200	1 / 2	1 / 400	2,233	19,548	75	502
第 3 層	30～99	1 / 60	1 / 5	1 / 300	2,459	27,467	84	758
第 4 層	100～499	1 / 15	1 / 20	1 / 300	3,208	35,916	90	739
第 5 層	500～999	1 / 3	1 / 50	1 / 150	1,668	27,627	37	459
第 6 層	1,000～4,999	1 / 1	1 / 100	1 / 100	2,899	70,220	60	984
第 7 層	5,000人以上	1 / 1	1 / 200	1 / 200	376	30,485	3	111
第 8 層	本 社	1 / 1	1 / 10	1 / 10	3,122	55,882	41	618
計					21,208	285,182	530	4,653

(注) 「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

## (2) 企業規模別の給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与			
	15 年		16 年		増 減	16/15	15 年	16年	増 減	16/15
	人 員	構成比	人 員	構成比						
個 人	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
	99,500	7.9	74,375	5.9	△ 25,125	74.7	2,609	2,070	△ 539	79.3
(資本金階級別 株式会社)	2,000万円未満	17.4	259,845	20.6	39,722	118.0	3,515	3,481	△ 34	99.0
	2,000万円以上	19.6	267,284	21.2	19,471	107.9	3,798	3,831	33	100.9
	1億円以上	6.9	96,105	7.6	8,924	110.2	4,349	4,128	△ 221	94.9
	10億円以上	9.5	111,143	8.8	△ 9,014	92.5	5,234	5,246	12	100.2
計	<b>675,274</b>	<b>53.5</b>	<b>734,377</b>	<b>58.3</b>	<b>59,103</b>	<b>108.8</b>	<b>4,031</b>	<b>3,960</b>	<b>△ 71</b>	<b>98.2</b>
その他の法人	487,440	38.6	450,806	35.8	△ 36,634	92.5	3,797	3,511	△ 286	92.5
合 計	<b>1,262,214</b>	<b>100.0</b>	<b>1,259,558</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 2,656</b>	<b>99.8</b>	<b>3,829</b>	<b>3,688</b>	<b>△ 141</b>	<b>96.3</b>

(注) 1 この表は標本調査に基づく推計値であるので、税務統計の関連数値とは一致しない。なお、以下(3)～(5)の表についても同様である。

2 計数は、1年勤続者分である。なお、以下(3)～(5)の表についても同様である。

## (3) 業種別給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与			
	15 年		16 年		増 減	16/15	15 年	16年	増 減	16/15
	人 員	構成比	人 員	構成比						
建 設 業	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
	145,109	11.5	133,166	10.6	△ 11,943	91.8	4,126	4,080	△ 46	98.9
織 維 工 業	31,043	2.5	10,067	0.8	△ 20,976	32.4	3,082	2,779	△ 303	90.2
化 学 工 業	69,056	5.5	33,005	2.6	△ 36,051	47.8	5,068	5,219	151	103.0
金 属 機 械 工 業	82,426	6.5	99,037	7.9	16,611	120.2	4,088	4,243	155	103.8
その他の製造業	97,330	7.7	134,469	10.7	37,139	138.2	3,280	3,486	206	106.3
卸 小 売 業	293,685	23.3	308,333	24.5	14,648	105.0	2,936	2,902	△ 34	98.8
金融保険・不動産業	47,498	3.8	43,946	3.5	△ 3,552	92.5	4,941	4,913	△ 28	99.4
運輸通信公益事業	88,578	7.0	113,171	9.0	24,593	127.8	4,883	4,578	△ 305	93.8
サ ー ビ ス 業	372,973	29.5	367,060	29.1	△ 5,913	98.4	3,871	3,632	△ 239	93.8
農 林 水 産 ・ 鉱 業	34,516	2.7	17,304	1.4	△ 17,212	50.1	4,605	2,933	△ 1,672	63.7
合 計	<b>1,262,214</b>	<b>100.0</b>	<b>1,259,558</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 2,656</b>	<b>99.8</b>	<b>3,829</b>	<b>3,688</b>	<b>△ 141</b>	<b>96.3</b>

## (4) 事業所規模別給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与			
	15 年		16 年		増 減	16/15	15 年	16 年	増 減	16/15
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比						
	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
10人未満	294,748	23.4	294,830	23.4	82	100.0	3,192	3,010	△ 182	94.3
10人～29人	244,894	19.4	249,940	19.8	5,046	102.1	4,004	3,683	△ 321	92.0
30人～99人	265,517	21.0	259,099	20.6	△ 6,418	97.6	3,567	3,692	125	103.5
100人～499人	256,899	20.4	255,868	20.3	△ 1,031	99.6	4,131	3,818	△ 313	92.4
500人～999人	67,869	5.4	58,614	4.7	△ 9,255	86.4	4,575	4,432	△ 143	96.9
1,000人以上	132,287	10.5	141,207	11.2	8,920	106.7	4,476	4,561	85	101.9
<b>合 計</b>	<b>1,262,214</b>	<b>100.0</b>	<b>1,259,558</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 2,656</b>	<b>99.8</b>	<b>3,829</b>	<b>3,688</b>	<b>△ 141</b>	<b>96.3</b>

## (5) 給与階級別給与所得者数及び給与額

区 分	給与所得者数		① 給与総額		② 税 額		税額割合 ②/①	一人当たり税額
	人数	構成比	総額	構成比	金額	構成比		
	人	%	百万円	%	百万円	%	%	円
100万円以下	102,217	8.1	83,110	1.8	164	0.1	0.2	1,604
200万円 "	207,007	16.4	308,363	6.6	4,085	2.4	1.3	19,734
300万円 "	280,431	22.3	704,000	15.2	15,537	9.0	2.2	55,404
400万円 "	243,546	19.3	844,738	18.2	20,358	11.8	2.4	83,590
500万円 "	168,946	13.4	753,793	16.2	20,411	11.8	2.7	120,814
800万円 "	191,818	15.2	1,180,798	25.4	38,160	22.1	3.2	198,939
1,000万円 "	34,456	2.7	307,672	6.6	16,183	9.4	5.3	469,671
1,500万円 "	21,639	1.7	256,400	5.5	20,293	11.7	7.9	937,797
2,000万円 "	6,551	0.5	114,668	2.5	16,849	9.7	14.7	2,571,974
2,000万円超	2,947	0.2	91,651	2.0	20,936	12.1	22.8	7,104,174
<b>合 計</b>	<b>1,259,558</b>	<b>100.0</b>	<b>4,645,194</b>	<b>100.0</b>	<b>172,973</b>	<b>100.0</b>	<b>3.7</b>	<b>137,328</b>